

国土建第359号

平成24年3月30日

各都道府県主管部局長あて

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長あて

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 公共工事の前金払及び

東日本大震災に伴うその特例の継続について(通知)

平成24年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなったことから、別添2のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例の適切な運用については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成23年8月25日付け総行行第126号・国土入企第14号)により、総務大臣及び国土交通大臣の連名で、「国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割(東日本大震災の被災地にあっては5割)を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、適切な運用を図ること。また、上記の前払金に追加して支払う前払金(中間前払金)についても、材料費等の2割を超えない範囲において

認められており、適切な対応を図ること。」を要請しているところです。地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保を図るため、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添3のとおり通知していませんのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。

国土建第358号

平成24年3月30日

各保証事業会社社長 宛

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 公共工事の前金払及び

#### 東日本大震災に伴うその特例の継続について（通知）

平成24年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

#### 記

東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 平成23年4月22日から平成25年3月31日までに、新たに請負契約を締結した公共工事
- (2) 平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新

たに請負契約を締結した公共工事であって、平成23年4月22  
日から平成25年3月31日までに変更契約を締結したもの  
※施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除  
く。）とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。  
※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。